

第2部 航空災害対策計画

自助

共助

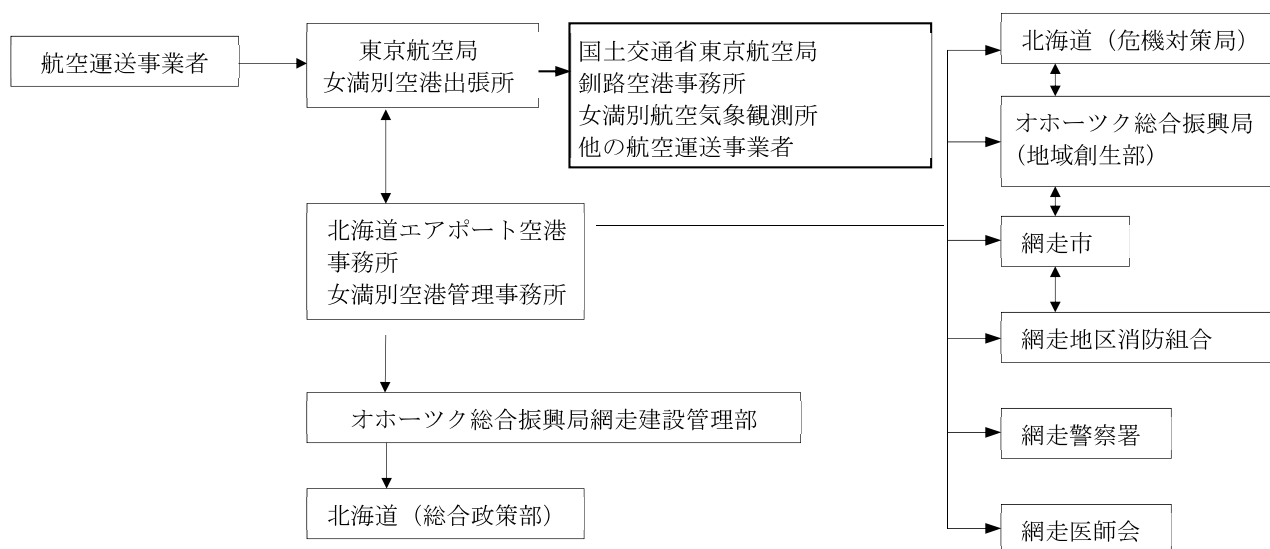
公助

○

女満別空港及びその周辺並びに網走市内において、航空機の墜落炎上等による航空災害時に、防災関係機関等が実施する応急対策に関する計画は、次のとおりとする。

1 情報通信

航空災害時の情報の収集及び通信等は次により実施する。



※その他情報通信は、「女満別空港緊急計画連絡協議会規約（令和3年3月1日施行）」による。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、基本編 第6部 第3章「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への情報提供

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等には次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 報道機関への情報提供

関係機関は報道機関に対し、次の事項について情報を提供する。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

(3) 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、広報車の利用又は広報板の掲示等により、次の事項について広報を実施する。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- エ 航空輸送復旧の見通し
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

関係機関は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、互いに連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

4 搜索活動

航空災害に伴う搜索活動は、関係機関が相互に協力の上、それぞれ船舶・ヘリコプター等を活用して行う。

5 避難・救助救出活動

航空災害時における避難・救助救出活動については基本編 第6部 第4章「避難対策計画」及び本編 第1部 第1章「海難対策計画」の定めるところにより実施する。

6 医療救護活動

航空災害時の医療救護活動については、基本編 第6部 第10章「医療救護計画」の定めるところにより実施する。

7 消防活動

航空災害時における網走地区消防組合の消防活動は、「航空機災害活動警防計画（平成12年2月14日施行）」及び「女満別空港緊急計画（平成12年2月24日施行）」の定めによるほか、次により実施する。

- (1) 女満別空港及びその周辺の災害時においては、「女満別空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（平成11年9月1日、網走土木現業所と締結）」に基づき対処する。

(2) 海上及び海浜の災害時においては、「網走海上保安署と網走地区消防組合との船舶消火に関する業務協定（昭和58年7月1日締結）」を準用して対処する。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

関係機関は、基本編 第6部 第26章「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

9 防疫及び廃棄物処理等

航空災害に係る航空機が国内線でない場合は、各検疫所と密接な連携を図りつつ、基本編 第6部 第11章「防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。また、基本編 第6部 第29章「廃棄物等処理計画」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

10 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、基本編 第6部 第6章「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより実施するものとする。

11 広域応援

市及び消防機関は、航空災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、基本編 第6部 第7章「広域応援・受援計画」の定めるところにより応援を要請するものとする。

[事故災害対策編資料 4] 空港医療救護活動に関する協定

[事故災害対策編資料 5] 女満別空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

[事故災害対策編資料 6] 女満別空港緊急計画連絡協議会規約